



発行 新潟県
号外 2
令和7年7月18日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 36 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）
- 37 新潟県県税規則の一部を改正する規則（税務課）
- 38 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業立地課）
- 39 新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則（用地・土地利用課）

訓 令

- 13 新潟県事務決裁規程の一部改正（行政改革課）

規 則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第36号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局～農地部 (略)</p> <p>土木部</p> <p> 監理課・技術管理課 (略)</p> <p> 用地・土地利用課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p> 道路管理課～砂防課 (略)</p> <p> 都市政策課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 開発行為、<u>宅地造成及び特定盛土等の規制に関する事項</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p> 都市整備課～営繕課 (略)</p> <p> 交通政策局・出納局 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局～農地部 (略)</p> <p>土木部</p> <p> 監理課・技術管理課 (略)</p> <p> 用地・土地利用課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>盛土等の規制に関する事項</u></p> <p> 道路管理課～砂防課 (略)</p> <p> 都市政策課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 開発行為、<u>宅地造成等の規制に関する事項</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p> 都市整備課～営繕課 (略)</p> <p> 交通政策局・出納局 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第37号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別記第50号様式及び別記第50号様式の 2 を次のように改める。

第50号様式の 2 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

新潟県知事 様		年 月 日		
		申請者 住所 _____ 氏名 _____ (電話 - -)		
下記について減免されるよう申請します。				
登録番号		取得年月日	年 月 日 (新規・移転)	
所有者氏名	・申請者に同じ	使用者氏名	・申請者に同じ	
主たる定置場 (使用の本拠の位置)	・申請者住所に同じ			
種 別		用 途		
前減免車両の有無 (有 ・ 無)		登録番号		
(有の場合は右欄にその状況を記入してください。)		処理状況	移転・抹消 日付 年 月 日	
減免申請理由	身体障害者が運転する自動車のため		同一生計者が運転する自動車のため	
	常時介護者が運転する自動車のため			
使用目的	通院・通学・通所・施設からの帰省・生業(通勤・仕事・その他)・その他()			
使用先(病院名、学校名、施設名、勤務先名等を記入してください。)				
身体障害者又は精神障害者(戦傷病者)	氏名	・申請者に同じ	生年月日 年 月 日 年齢	
	住所	・申請者に同じ		
	申請者との関係	本人・配偶者・子・父・母・その他()		
	手帳の内容	手帳の種類	手帳番号	交付年月日 障害名 障害の程度
		身体障害者手帳	号	年 月 日 級
		療育手帳	号	年 月 日
戦傷病者手帳		号	年 月 日 第 第 項症 款症	
精神障害者保健福祉手帳	号	年 月 日		
自動車運転者	氏名	・申請者に同じ	身体障害者等との関係 本人・配偶者・子・父・母・常時介護者・その他()	
	住所	・申請者に同じ		
	免許証 (免許情報記録)	番号		運転免許の年月日 年 月 日
		種類		有効期間の末日 年 月 日
条件				
税 目	自動車税 (環境性能割)		自動車税 (種別割) (年度分)	
税 額	円		円	

※決定	減 免 税 額	円	円
	差引き納付すべき額	円	円
	承認の理由	新潟県県税条例第63条第1項第4号該当	新潟県県税条例第73条第1項該当
	不承認の理由		

注 ※印欄は、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
-

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第38号

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第24号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略) (この規則の失効)	1 (略) (この規則の失効)
2 この規則は、 <u>令和13年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この規則は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第39号

新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則（令和4年新潟県規則第25号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次の表のように改正する。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略） 用地・土地利用課		別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略） 用地・土地利用課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1)～(14) (略)	(1)～(23) (略)	(1)～(14) (略)	(1)～(23) (略)
		(15) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例（令和4年新潟県条例第17号）第24条第1項の規定により、土砂等搬入禁止区域を指定すること。</u>	(24) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第21条の規定により、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は盛土等の停止を命ずること。</u>
		(16) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第24条第4項の規定により、土砂等搬入禁止区域の指定に係る区域について市町村長の意見を聴くこと。</u>	(25) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第22条第1項の規定により、許可を取り消し、又は盛土等の停止を命ずること。</u>
		(17) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第26条第1項の規定により、土砂等搬入禁止区域の指定を解除すること。</u>	
(略)		(略)	